

埼玉県コバトン健康マイレージ事業協賛取扱要領

1 目的

この要領は、埼玉県コバトン健康マイレージ(以下「本事業」という。)の実施にあたり、その趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

2 協賛への対応

- (1) 協賛の受け入れは、本事業の参加者への賞品、広報啓発又は事業の運営に必要と認められるもの等(以下「協賛」という。)の提供又は貸与とする。
- (2) 協賛は企業及び団体等から受け入れるものとする。(以下「協賛者」という。)
- (3) 協賛の申し出は、協賛申込書(様式第1号)により行うものとする。
- (4) 協賛の受け入れは、埼玉県が行うものとする。ただし、当事業の参加団体が、所属する参加者のために実施する協賛は除く。
- (5) 協賛を受け入れた場合は、協賛受領書(様式第2号)を発行する。
- (6) 協賛者には、別表に定める特典を提供する。また、県は、ホームページや本事業で使用する広報媒体等に掲載するなど広く周知を図る。

3 協賛として取り扱わないもの

- (1) 本事業の趣旨に反するもの
- (2) 公の秩序、善良な風俗を乱す恐れがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に関わる恐れがあるもの
- (4) その他、埼玉県が適当でないと認めるもの

4 協賛者による表示

協賛者は、本事業に協賛している旨の表示をすることができる。

5 その他

この要領に定めるもののほか、協賛の取り扱いに関し必要な事項は、埼玉県保健医療部健康長寿課長が定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

【別表】

県は、協賛者に対し、その協賛評価額に応じて、以下の協賛特典を提供する。
 なお、協賛特典は、協賛いただいた年度の末までに行うものとする。

特典内容		協賛評価額（総額）			
		100万円以上	50万円以上	10万円以上	10万円未満
1	マイレージポータルサイト、アプリでの協賛者名の表示、協賛者ホームページへのリンク、タブレットでの協賛者名の表示 ※タブレットの表示は全て同じ規格	社名・ロゴ (大)	社名・ロゴ (中)	社名・ロゴ (小)	×
2	マイレージポータルサイト、アプリ、タブレットでのお知らせの掲載（健康づくり事業に関連する商品の紹介可） ※1回につき1週間表示	12回	8回	4回	2回
3	県ホームページでの協賛者情報（協賛者名、協賛品情報など）の紹介及び協賛者ホームページのリンク	○	○	○	○
4	マイレージ広報物への協賛者名の掲載（新聞広告、ポスターなど） ※協賛年度の事業広報計画により特典として実施できない場合がございます	○	○	×	×
5	協賛ポイントの提供 ※マイレージ参加企業様のみ	6万ポイント (参加者1人につき)	3万ポイント (参加者1人につき)	1万ポイント (参加者1人につき)	×